

通信傍受の合理化・効率化

1 考えられる制度の概要

犯罪の高度な嫌疑，捜査手法としての補充性といった現行法の基本的枠組みは維持しつつ，以下のような見直しをすることにより，通信傍受を行い得る範囲を拡大するとともに通信傍受の実施手続の合理化・効率化を図る。

- ① 対象犯罪の拡大
- ② 立会い，封印等の手続の合理化
- ③ 該当性判断のための傍受の合理化

2 検討課題

(1) 対象犯罪の拡大

- 必要性
- 対象犯罪に含める必要のある犯罪
 - ・ 窃盗，詐欺等
 - ・ その他含めるべき犯罪

(2) 立会い，封印，記録媒体の遅滞なき提出の手続の合理化

- 必要性（実務上の問題点）
- 暗号等の技術の進歩を活用することで，傍受の実施の適正を担保しつつ，合理化が図れないか。

例えば，

- ・ 傍受の方法について，通信事業者の施設において通信を暗号化した上で送信し，捜査機関の施設においてそれを復号化することにより傍受を行う
- ・ 傍受装置は，傍受の履歴を記録する機能を有するものでなければならないとする

など。

(3) 該当性判断のための傍受の合理化

- 必要性（実務上の問題点）
- 現行のスポット傍受の趣旨を維持しつつ，合理化が図れないか。

例えば，傍受の対象である通信手段を用いて行われる全ての通信を，聴取することなく一旦記録した上，事後的に記録された音源をスポット傍受の方法で聴取する方法を採用するなど。

【傍受令状発付の対象となる犯罪一覧（政府原案）】

＝現行法の対象犯罪

1 薬物に関する犯罪

大麻、覚せい剤、麻薬等の輸入・譲渡し・所持等の罪

2 銃器に関する犯罪

武器等製造法の罪（銃砲の無許可製造、銃砲以外の武器の無許可製造）

銃砲刀剣類所持等取締法の罪（けん銃等の発射・輸入・所持・譲渡し等）

3 死刑又は無期懲役・禁錮の定めのある犯罪で、組織的に行われることが多い又はそれが想定される犯罪

内乱、外患、殺人、現住建造物等放火、激発物破裂、自動車転覆等及び同致死、往来危険による自動車転覆等、水道毒物等混入致死、通貨偽造及び行使等、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死

道路運送法の罪（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車転覆等致死）、高速自動車国道法の罪（高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死）

盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪（常習強盗致傷等）

爆発物取締罰則の罪（爆発物の使用）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の罪（化学兵器の使用）、サリン等による人身被害の防止に関する法律の罪（サリン等を発散させる行為）

航空機の強取等の処罰に関する法律の罪（航空機の強取等、航空機強取等致死）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の罪（航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等致死）

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の罪（流通食品への毒物混入等致死傷）

組織的な殺人

4 その他の重大な犯罪

逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等

人質による強要行為等の処罰に関する法律の罪（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の罪（逮捕及び監禁、身の代金目的略取等）

5 集団密航に関する犯罪

出入国管理及び難民認定法の罪（集団密航者を不法入国させる行為等、集団密航者の輸送、集団密航者の収受等）

【通信傍受法参照条文】

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせるできないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に関し意見を述べることができる。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であって、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二條第二項の手續の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならない。